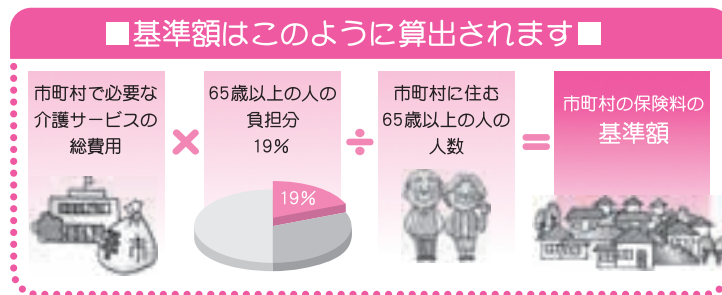


介護保険  
保険料の  
基準額などが  
変更になり  
ました

# 介護保険料納入通知書(兼納付書)を 郵送します

① 保険料の基準額(月額)が  
3,800円になります

保険料の基準額は、今後3  
年間(平成20年度まで)に介護  
サービスがどの程度必要にな  
るかを判断材料として、算出  
することになっています。



※65歳以上の皆さんに負担していただく割合は、今年度からこれまでの18%から19%へ引き上げられました

このたび、皆さんの平成17年中の収入や所得などが確定し、それに基づいて再計算し、平成18年度の正式な介護保険料として決定させていただきました。この介護保険料の納入通知書(兼納付書)を8月16日付けで郵送します。

## ■介護給付費の推移

区分	17年度推計	18年度見込み	19年度見込み	20年度見込み
介護給付費(千円)	1,921,579	2,180,981	2,399,016	2,638,204
伸び率【※】(%)	100	113	125	137

※平成17年度推計の介護給付費を100とした場合の伸び率を示しています

## ■第1号被保険者および認定者数の推移

区分	17年度推計	18年度見込み	19年度見込み	20年度見込み
第1号被保険者(人)	9,185	9,406	9,683	9,922
認定者数(人)	1,228	1,335	1,406	1,481
認定率(%)	13.4	14.2	14.5	14.9

市では、今後3年間の介護サービスの総費用を次のように推移すると予測しており、これに基づく保険料の基準額を3,800円と決めました。



## ③ 税制改正に伴う保険料の緩和措置を行います

平成17年度の税制改正において高齢者(65歳以上)の非課税限度額が廃止されたことに伴い、新たに市町村民税が課税された人に対しては、所得段階が上昇し、保険料の急激な負担増となることから、今年度・19年度において、保険料基準額に乗じる割合を一定割合引き下げます。これを激変緩和措置といい、対象者は次の要件に該当する人です。

### ■激変緩和措置対象者①に対応する介護保険料

所得区分	所得区分別の対象者	平成18年度	平成19年度
		年額	年額
第5段階	第1段階から第5段階へ上昇する人	29,640円	43,320円
	第2段階から第5段階へ上昇する人	34,200円	45,600円
	第3段階から第5段階へ上昇する人	40,120円	48,330円
	第4段階から第5段階へ上昇する人	49,240円	52,890円

●**激変緩和措置対象者①**  
(今年度、第5段階に上昇する人)  
今年度、税制改正により市町村民税が課税され、次のいずれの要件も満たす人  
○平成17年中の合計所得金額が125万円以下であること  
○平成17年1月1日現在において65歳以上であること

### ■激変緩和措置対象者②に対応する介護保険料

所得区分	所得区分別の対象者	平成18年度	平成19年度
		年額	年額
第4段階	第1段階から第4段階へ上昇する人	25,530円	35,560円
	第2段階から第4段階へ上昇する人	30,090円	37,840円
	第3段階から第4段階へ上昇する人	36,480円	41,040円

●**激変緩和措置対象者②**  
(今年度、第4段階に上昇する人)  
激変緩和措置対象者①と同じ世帯に属する人で、次のいずれの要件も満たす人  
○第1号被保険者であつて、かつ、平成17年1月1日現在において65歳以上であること  
○同じ世帯に激変緩和措置対象者①以外に市町村民税が課税されている人がいないこと

※激変緩和措置対象者の保険料については、納入通知書(兼納付書)の「保険料算定の基礎」欄に「激変緩和措置の対象となっております。」と表示されていますので、ご確認ください。



## ② 保険料の所得段階を8段階に改めました

今年度から、所得の低い人に対する保険料の負担を軽減するため、これまでの6段階から8段階へとより細かい設定にしました。

### ■今年度から平成20年度までの第1号被保険者の介護保険料

所得区分	所得区分別の対象者	年額の算定方法	保険料年額	月額
第1段階	次のいずれかの人 ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、かつ、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準年額×0.35	15,960円	1,330円
第2段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税であり、かつ、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準年額×0.50	22,800円	1,900円
第3段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税であり、かつ、上記第2段階に該当しない人	基準年額×0.70	31,920円	2,660円
第4段階	本人が市町村民税非課税であるが、当該世帯の中に市町村民税課税者がいる人	基準年額	45,600円	3,800円
第5段階	被保険者自身に市町村民税が課税されており、かつ、前年の所得が200万円未満の人	基準年額×1.25	57,000円	4,750円
第6段階	被保険者自身に市町村民税が課税されており、かつ、前年の所得が200万円以上400万円未満の人	基準年額×1.50	68,400円	5,700円
第7段階	被保険者自身に市町村民税が課税されており、かつ、前年の所得が400万円以上600万円未満の人	基準年額×1.75	79,800円	6,650円
第8段階	被保険者自身に市町村民税が課税されており、かつ、前年の所得が600万円以上の人	基準年額×2.00	91,200円	7,600円

※介護保険料の賦課期日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は、上記のうち該当する保険料の年額を月割りにて算定します  
※「合計所得金額」とは、総所得金額に分離課税所得等(特別控除等を差し引く前の金額)を合計した金額をいいます。従って、扶養控除等を除いた後の課税標準額とは異なります  
※「月額」とは、保険料年額を月数(12回)で除した金額で、必ずしも1回で納付していただく金額とは異なる場合があります

福祉課介護保険係  
内線509